

での交際の経緯、犯行態様、事後の事情等を総合すれば、強姦であるとする被害者と和姦であるとする被疑者のいずれが信用できるかがおのずから明らかになる。犯行前後の被害者と被疑者の交際状況については、手紙やメールのやりとり、両者の交際を示す写真等を調べることによってある程度明らかになる。犯行態様については、被疑者による暴行・脅迫の程度がどうであったか、被害者がどのような抵抗をしたかが重要である。複数の場所を長時間にわたって連れ回したり、携帯電話を取り上げて外部と連絡が取れないようにしたり、わざわざ人気のない場所に連れ込んだという事実があれば、強姦の可能性が強まるであろう。逆に、被害者において助けを求めたり、途中で逃げることができたにもかかわらず、それをしていない場合には、和姦の可能性も出てくる。なお、被害者が性行為の際に負傷している場合でも、それだけで強姦であると断定することはできず、同意の上での性行為では生ずるはずのない傷害を生じている場合に、当該事実から強姦であったことを推認できるであろう。

4 供述調書作成上の要点

以下においては、強制わいせつ罪の構成要件に該当する痴漢事件を例に、供述調書作成上の留意点について説明する。

ア 被害者の供述調書

(ア) 被害に至る経緯

痴漢事件においては、被害者の通勤経路と被疑者の通勤経路がどの程度重なっているかを確認する必要があることから、被害者の通勤経路（乗車駅、降車駅）、いつも何時何分の電車の何両目何番目のドアから乗るか、被害当日はどうかであったかなどについて録取する必要がある。場合によっては、被害者が以前にも同じ被疑者から痴漢の被害にあっている場合もあるので、それまでに被疑者を見かけたことがあるかどうかも確認しておくべきであろう。また、痴漢犯人は日をつけた被害者がいったん電車を降りて乗り換えたり、ほかのドアから乗ったりしても、その後をついていくことが多いので、被害者に途中で乗降した事実の有無及び乗降前に被疑者らしき者を見かけたかどうかも確認しておく必要がある。さらに、被害者の当日の着衣については、下着も含めて詳細に録取しておくとともに、任意提出を受けて証拠物化しておくべきである。

私は、自宅の最寄りの新小岩駅からJR総武線快速に乗り、新橋駅で降りて銀座にある職場に通勤しています。私は、大抵は午前8時17分新小岩駅発のJR総武線久里浜行き快速電車で6両目の進行方向一番前のドアから乗っていますが、痴漢の被害にあった日も、同じ快速電車と同じ場所から乗りました。この日の私の服装は、白色ブラウス、赤色カーディガン、白色ハーフコート、茶色スカート、白色シューズ、黒色ロングブーツでしたが、ストッキングははいていませんでした。また、荷物としては、ショルダーバッグを左肩にかけ、左手に手提げ紙袋を持っていました。

新小岩駅から錦糸町駅まではぎゅうぎゅう詰めの状態でした。私は、乗車したドアから真ん中あたりまでほかのお客に押される形で進み、乗車してきたドアの方を向いて立っていました。電車が新小岩駅を出ると間もなく、私の右斜め前方に立っていた男性の手の甲が私の股間あたりに当たっているような感じがしましたが、ぎゅうぎゅう詰めの状態だったので、私は男性の手の甲が私の股間に当たっている様子について目で直接確認することはできませんでした。この男性は、身長170センチくらい、年齢40歳前後、やせ型、色白で銀縁の眼鏡をかけ、黒色ハーフコートを着た、一見サラリーマン風の男でした。私は、股間に手が当たっている感触がいやだったので、すぐに左手に持っていた紙袋を前にもってきてガードするようにしたところ、その男はそれ以上に手を股間に押しつけてくるようなことはしませんでした。錦糸町駅に着くと、人波に押されて私も一旦ホームに降り、今度は隣の進行方向に向かって2番目のドアから車内に乗り込み、そのドアとは反対方向の進行方向左側のドア近くに立ちました。

(イ) 被害状況等

犯行態様は、当該痴漢行為が強制わいせつ罪に当たるか迷惑防止条例違反として処罰すべきかの分水嶺となるので、犯行時の周囲の状況（満員の車内で逃げられない状況にあったこと）、被疑者の暴行・脅迫の内容（被害者が身体の向きを変えたりしてもなお強くさわってきた状況等）、わいせつ行為の態様（どの部位をさわったか、着衣の中にまで手を入れてさ

わったか、さわり方は執拗なものであったかなど)、被害者の抵抗の内容等が明確となるよう、具体的に被害者の供述調書を録取する必要がある。また、被害者調査では、畏怖の程度やそれ以上抵抗しなかったのはなぜかなど、被害当時の被害者の心理まで踏み込んで録取すべきである。

錦糸町を出発して以降も、私の前後左右には人がぎゅうぎゅう詰めの状態でした。私のすぐ前は女性、右隣は男性だったことは覚えています。その他に近くにどのような人がいたかは現在でははっきりと覚えておりません。電車が錦糸町駅を発車して間もなく、だれかが私の後ろからおしりのあたりを右手の平でなでるようにさわってきました。それが右手であることは、触ってきている手の親指と思われる指の位置から分かり、また、それが私の真後ろの人の手であることは、私のお尻に指の先から手首の辺りまでが密着している感触があることから分かりました。私は、いきなり服の上からお尻の辺りを撫でまわされてびっくりしてしまい、また、ぎゅうぎゅう詰めの満員電車でしたので、その手を払いのけたり体の位置を変えるなどして抵抗することはできませんでした。

そのようにしてお尻の辺りを服の上から撫でまわされ始めてから10秒くらいたったころ、今度は後ろから私のコートとスカートがたくし上げられ、先ほどと同じ右手の平で、ショーツの上からお尻の右半分を大きな動きで撫でまわされました。この時コートとスカートをたくし上げられたことが分かったのは、太ももとお尻の部分にすーっと冷たい風が当たる感じがしたからです。先ほどまでコートの上からお尻の辺りを撫でまわしていた手は、そこから下の方にはあまり動いた感じがせず、気がついたらコートとスカートをたくし上げられていたという感じだったので、おそらく私の真後ろにいた人が私のお尻の辺りを撫でまわしながらコートとスカートを徐々にたくし上げていったのだと思います。私は、この日ストッキングなどははいておらず、スカートの中にはショーツを1枚はいていただけだったので、手が初めて私の太ももに直接触れたとき、その手が冷たく、何とも言えない嫌悪感を感じました。私は、まさかスカートの中まで手を入れられるとは思っていなかったもので、どうしようどうしよう気が動転

して、すぐには抵抗らしい抵抗はできませんでした。すると犯人は、図に乗ったのか、それからまた10秒もしないうちに、今度は手を私のショーツの中に入れてきました。私がこの時はいていたショーツは、腰の横のところの生地幅が2～3センチくらいで体にぴったり密着するタイプのものでした。犯人の手は、ショーツの右横の2～3センチの生地部分から中にぐっと入ってきて、ひんやりした犯人の右手が私のお尻を直接何度か撫でまわすとともに、その手はその後は自由自在という感じで動き出し、今度はお尻の割れ目を伝って、私の陰部を直接さわってきました。犯人の指が直接私の陰部をさわったのはその感触からはっきり断言できます。私は体を左側によじって避けようとしたのですが、犯人の男は私の陰部を触るのをやめず、かえって指に力を込めて私の陰部をさわってきたので、私はショーツの中まで手を入れて大胆にも陰部を直接さわってくるような犯人は許せないと思い、絶対に捕まえてやろうと決心しました。

(ウ) 犯人の特定

痴漢事件においては、満員電車の車内等は犯人の取り違えの可能性があるとして、公判で犯人性を争われる可能性があることから、被害者や逮捕者に、被疑者を犯人と認めた根拠を具体的に聴取して調書化しておく必要がある。被害者に犯行前後の被疑者その他の者の位置関係を図面に書かせて調書に添付したり、車両に見立てた場所で被害者立会の実況見分を行うことも有用であろう。犯人の特定に当たっては、前述したように、被害者の着衣、被疑者の所持品(鞆等)、相互の位置関係等から、被害者が供述するような態様での犯行が可能かどうか留意する必要がある。なお、現行犯逮捕の場合には、途中で被逮捕者が逃走して被疑者との同一性が問題となるような場合を除いて、写真面割りや面通しは単独面割り・面通しでも差し支えないと思われる。

そこで私は、前を向いたまま、自分の右手を後ろに伸ばして、おしりの割れ目を伝って私の陰部をさわっている最中の犯人の手の手首部分を思い切りつかみました。すると、その手の主はあわてて手を強くひいたので、

その手首をつかんでいた私の手はずれてしまいました。私は、このままでは相手に逃げられると思い、間髪を入れずに後ろを振り向いて、犯人が手をひいた方向を見たところ、私の後ろには先ほどの身長170センチくらい、年齢40歳前後、やせ型、色白で銀縁の眼鏡をかけ、黒のハーフコートを着た一見サラリーマン風の男が立っていました。犯人が私の陰部をさわっていた手をひいた方向にはその男しかいませんでしたし、私が振り向いた時に、その黒のハーフコートの男は驚いた顔をしていたので、痴漢の犯人はその男に間違いないと思います。

この時本職は、司法警察員〇〇撮影の被疑者の写真1枚を供述人に示した上、本調書末尾に添付することとした。

ただいま見せていただいた写真の男が、私のショーツの中に手を入れ、私の陰部を直接さわった人に間違いありません。私は、その後もその男と一緒にいて馬喰町駅でその男を駅員さんに突き出していますので、見間違ふことはありません。また、新小岩駅から錦糸町駅までの間に、私の右斜め前方に立っていて、手の甲を私の股間に押し当てた人もこの写真の男だったと思います。

(エ) 犯行後の被疑者の言動等

犯行後の被疑者の言動は、被疑者の犯人性を推認させる重要な間接事実であるから、被害者調書においても録取を省略すべきではない。被害感情についても、被害者の心情に配慮しつつ、被害者の思いが裁判官に的確に伝わるような録取を工夫すべきである。

私は、私のショーツの中に手を入れて私の陰部を直接さわってきた人の顔を確認した後、その人の手首を再度つかんで何か言ったと思いますが、具体的な言葉は覚えていません。それに対して、先ほどの写真の男は「何もやってない。」等と言っていましたが、私が「それならあなたが何をやったかここで言ってあげましょうか。」と言ったところ、写真の男はおどした感じで、「降りて話をしましょう。離してください。逃げないから。」等と言っていました。

私が、写真の男の手首を再度つかんでから、1分くらいで電車は馬喰町駅に到着しました。私が、写真の男と一緒に電車を降りようとしたところ、男が網棚に乗せていた鞆を取りたいと言うので、男の手首を離して男の着ていたハーフコートの襟首をつかんだまま電車を降りました。ホームに駅員さんが見当たらなかったため、改札口に行ってみようと思い、男の襟首をつかんだままエスカレーターを上って改札口の駅員さんに「この人痴漢です。」と言ったところ、駅長事務室に案内され、警察官が来てくれたので、男を警察官に引き渡したのです。電車を降りてから駅長事務室に入るまでの間、写真の男のコートの襟首から手を離したことはありません。その間、写真の男は私の手を振りきって逃げるようなことはありませんでしたが、「逃げないから離してください。貴重な時間をこんなことになってすみません。」等と謝っておりました。

今回の被害に遭ってから、私は電車に乗るのが怖くなりました。今のところ、なんとか電車で通勤していますが、少しでもすいている電車に乗りたいので、乗る電車を少し早めました。通勤電車の中はやはり男性が多いのですが、少し身体が触れただけでも、また痴漢ではないかと身体がこわばってしまい、通勤するだけで疲れ切ってしまいます。自分でもどうしたら以前のような気持ちに戻れるのか分かりません。下着の中まで手を入れるようなわいせつなことをする男は絶対に許すことができませんので、厳重に処罰してください。

イ 被疑者の供述調書

(ア) 自白の任意性・信用性の確保

否認から自白に至った場合は、当初嘘をついて否認していた理由、その後正直に話そうと思うに至った理由をきちんと録取しておかなければならない。なお、被疑者の自筆で上申書を書かせるのも一つの方法である。

この点の記載例は、次のとおりである。

私は、逮捕された当初痴漢行為などしていないと嘘をついていました。私が、正直に本当のことを話せなかったのは、私には思春期で難しい年

ごろの息子と娘がおり、もし父親が電車内で痴漢をしたことが家族に知れたら、現在真面目に通学している子供達に悪影響を与え、場合によってはこれがきっかけで不登校や非行に走るかもしれないし、何よりも私を信じている妻を含めた家族に合わせる顔がないと思ったことと、もし今回のことが会社に知れたら、会社を辞めなければいけなくなり、一家が路頭に迷うことになる自分勝手に考えてしまい、罪を認めることが怖かったからです。しかし、刑事さんに、相手の女性もいることだし、よく考えて正直に話をするように諭され、二晩思い悩んだ末、相手の女性に不快な思いや怖い思いをさせてしまったことを考えると、被害者よりも自分の都合を優先して嘘をついている自分が人間として最低であると思うに至り、正直に話をしなければならぬと考え直しました。私が、○年○月○日午前8時23分ころ、出勤途中の総武線快速の電車内で、一緒に乗り合わせた見ず知らずの女性のスカート内のパンツの中に右手を入れ、素肌のお尻や陰部をさわったことは間違いありません。

(イ) 犯行に至る経緯等

この種犯罪は常習的犯行の場合も多いので、前科・前歴がある場合はもちろんのこと、それがない場合でも、常習性や余罪がないかどうかを念頭に置いて取調べを行うべきである。例えば、被疑者の自宅と勤務先の位置関係からして犯行場所が遠回りになっていたり、始業時間から見て乗車時間帯が早過ぎる場合は、痴漢をするつもりで電車を選んでいる可能性がある。また、被害者が乗車場所を移動したり乗り換えをした後まで被疑者が被害者の近くにいる場合には、被疑者が被害者を物色し、痴漢をするつもりで後を追っている可能性が大であろう。したがって、被疑者が被害者を最初に確認した地点や、痴漢行為をしようとの犯意を生じた時期について、被疑者を十分取り調べた上で供述調書に録取しておくべきである。

私は、○年○月○日午前7時40分ころ自宅を出て、自転車で最寄りの船橋駅に向かい、駅近くの駐輪場に自転車をとめて、午前8時4分ころ船橋駅で総武線快速久里浜行きの電車の6両目の進行方向一番前のドアから

乗りました。私は、東京駅で乗り換える際に階段に近いので、いつもこの位置から乗るようにしています。電車が新小岩駅に止まった時、私は降りる乗客に押し出されて一旦ホームに降り、また同じドアから乗り直しました。その時私は、後ろから乗る乗客に押されて左右のドアの真ん中辺りまで進み、乗車したドアとは反対方向に向かって立ちました。この時私は、いつものように銀縁の眼鏡をかけ、黒のハーフコートを着て左手に牛革製の茶色手提げ鞆を持っていたのですが、私のやや左斜め前方に白いハーフコートを着た身長155センチくらいの今回の被害者の女性が立っており、その女性とは面識がなく、それまで通勤電車の中で同じ車両に乗り合わせたという記憶もありませんでした。私は、後ろから押されて、私の右手の甲がちょうど被害者の女性の股間の辺りに当たりました。私は、女性の股間の辺りに自分の手が触れていることを感じて何となくむらむらとした気持ちになり、被害者の女性が丸顔で大人しそうな好みのタイプであったので、このままこの感触を楽しんでいたと思い、自分の右手をどけることなく手の甲を被害者の股間の辺りに押し当てていたところ、少しして、被害者の女性が手に持っていた紙袋を身体の前に動かして彼女の股間を私の右手からブロックするようにしたので、私は紙袋をどけてまで彼女の股間に手を当てることはしませんでした。

(ウ) 犯行状況等

犯行状況については、日時、場所、犯行態様が特定できるように具体的に録取するとともに、被疑者立会いで犯行状況再現の実況見分を実施し、被疑者の供述する態様で犯行が実際に可能であることを確認しておく必要がある。わいせつ行為自体が暴行に当たる場合は、それとは別に暴行・脅迫の存在は必要ないが、電車内が満員で身動きのとれない状態であったなど、被害者が逃れられない状況にあったことを明らかにする必要がある。

また、犯行の客観面だけでなく、主観面を録取することも忘れてはならない。犯行動機については、偶発的犯行か計画的犯行か、わいせつの目的か姦淫の目的かが明らかになるように録取すべきである。痴漢事件の場合は、仕事のストレスがたまっていたとか、妻とセックスがなく、性欲がた

まっていたなどの事情も録取する。さしたる動機もなく痴漢行為に及んだとすれば、常習犯である可能性が高いであろう。判例は、強制わいせつ罪が成立するためには、当該行為が自己の性欲を刺激興奮させ又は満足させるという性的意図のもとに行われる必要があるとしているので、痴漢行為に及んだ時点での被疑者の主観面（性的意図）を具体的に録取する必要がある。

なお、暴行又は脅迫によらない強制わいせつ罪の場合は、被害者が13歳未満であることを被疑者が認識していることが故意の内容となるので、被疑者において被害者が13歳未満である（かもしれない）とっていたこと及びその理由（例えば、小学校の学年の入った名札をつけていた等）についても録取しておかなければならない。

次の錦糸町駅でも、私は降りる乗客の波に押し出されてホームに降り、今度は乗るドアを変えて、6両目の進行方向から向かって2番目のドアから乗り直しました。乗るドアを変えた理由は特にありません。私は、後ろから乗る乗客に押されるように、入り口とは反対側のドア近くまで行きました。すると、先ほどの白いハーフコートを着た被害者の女性が、たまたま私の前に私に背中を向けて立っており、私とそのすぐ後ろに立つことになりました。私は、決して被害者の女性の後について乗る位置を変えた訳ではなく、偶然再び被害者の女性と接触するような位置になったのです。私は、自分の鞆が他の人の邪魔になると思って、網棚が近くにあったこともあり、鞆を網棚に乗せましたので、両手には何も持っていませんでした。電車が錦糸町駅を発車した時点で、車内はぎゅうぎゅう詰めであり、私は被害者の女性のすぐ後ろに密着するように立ち、私の右手が被害者の女性のお尻付近に触れている状態でした。私は、先程被害者の女性の股間の感触を楽しんだことを思い出し、また彼女の下半身を触ってみたいという気持ちになりました。当時私は、妻とは普通にセックスがありました。会社で重要な仕事を与えられてストレスがたまっていたので、精神のバランスが崩れていたのだと思います。私は、ちょうど被害者の女性が着ているハーフコートの背中の中身の切れ目の部分からすっと手が入る状態でし

たので、その切れ目から右手を中に差し入れて、スカートの上から被害者の女性のお尻を右手の平でそっとなでてみました。すると、女性特有の柔らかな感触が伝わり、興奮してきて、もっと触ってみたいという気持ちを我慢できなくなりました。私は、被害者の女性のお尻をなでてみても、彼女が声を出すことも抵抗することもなかったので、今度はスカートの中に手を入れて触ってみようと思いました。そこで、私は、お尻に触っている右手で女性のスカートを徐々にたくし上げ、太ももの辺りまで露出させて、右太ももの外側からお尻にかけての部分を手の平で大きく輪を描くようになで回しました。この時、太ももの辺りを触った感触がすべすべしていたことから、私は被害者の女性がパンティストッキングなどを履いておらず、スカートの中はパンツ1枚であることが分かりました。私は、女性の素肌に触れたことからますます興奮し、また、被害者の女性がこの時も声を出したり抵抗する様子がなかったことから、彼女の身体をもっともっと触りたい、パンツの中に手を入れて、彼女のお尻や陰部を直接触ってみたいという気持ちを抑えられなくなってしまったのです。そこで、私は、自分の右手を被害者の女性のパンツの右腰辺りの幅が狭くなっている部分に上から下に向かって差し入れ、その手をお尻の方に回すように動かして指の先を彼女のお尻の割れ目に向かわせました。お尻の感触を楽しみながら、右手の指をもっと奥まで這わせていき、指先が被害者の女性の陰部まで達したと思った瞬間に、いきなり彼女がパンツの中に入れていた私の右手の手首をぎゅっとなでつかんできたのです。

ただ今刑事さんから、私が乗車していた電車は、津田沼駅発久里浜行き総武線快速電車で、錦糸町駅発は午前8時22分、馬喰町駅着は午前8時24分とお聞きしました。ですから、私が、被害者の女性のスカートの中のパンツの中に右手を入れて、女性のお尻や陰部を直接触ったのは、午前8時22分から24分ごろの間の、錦糸町駅から馬喰町駅までの間を走行中の電車内であったことが分かります。

(エ) 犯行後の状況等

犯行後の状況については、被害者の供述調書について説明したのと同様

に、被害者等に駆員又は警察官に突き出されるまでの経過やその間の言動、現在の反省状況等について録取すればよい。

5 児童買春法違反事件

(1) はじめに

児童買春法は、国内における「援助交際」や東南アジアにおける日本人の買春ツアーが社会問題化していた平成11年3月に議員立法の形で国会に提出され、同年11月1日から施行されたが、その後国連において「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」が、欧州評議会において「サイバー犯罪に関する条約」が採択され、我が国もこれらの議定書及び条約に署名したこと等から、平成16年に法定刑の引上げや処罰範囲の拡大を内容とする児童買春法の一部改正が行われ、同年7月8日から施行された。

児童の淫行の相手方となる行為は、刑法上の強姦罪・強制わいせつ罪、児童福祉法34条1項6号の児童に淫行をさせる行為（最決平10・11・2刑集52・8・505は、上記行為につき「行為者が児童をして第三者と淫行させる行為のみならず、行為者が児童をして行為者自身と淫行させる行為を含む」とした東京高判平8・10・30高刑集49・3・434を支持した。）及び都道府県の制定する、いわゆる青少年保護育成条例によっても処罰可能であるから、相互の処罰の関係が問題となる。特に、児童買春法4条の罪の成立には買春者において被害児童が18歳未満であることの認識が必要であるのに対して（同法9条が4条をわざわざ除外している。）、青少年保護育成条例の淫行処罰規定では、被害児童が18歳未満であることを知らないことを理由として処罰を免れることはできない旨の知情性推定規定を設けているため、被疑者において被害児童が18歳未満であることを知らなかった旨弁解している場合に、児童買春罪の適用は困難であるとしても、青少年保護育成条例違反として処罰することができるかという問題がある。児童買春法附則2条1項が「地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする」と規定していることからすれば、児童買春法が規定する対償の供与又はその供与の約束をした上で行う買春（淫行）行為に関しては、青少年保護育成条例の淫行処罰規定の適用は排除さ

れるが、対償の供与又はその約束を要件としない単なる淫行を処罰する部分については青少年保護育成条例のみが適用されると解すべきであろう（栗原「児童買春の罪と青少年保護育成条例の関係について」研修644号107頁、島戸純「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」研修653号105頁）。

なお、児童ポルノは、年少者に対する強姦・強制わいせつ等の事件の遠因となることも多いことから、児童買春法の規定を活用した積極的な摘発と処罰が必要である。

(2) 成立要件

ア 児童

本法における「児童」とは、18歳未満の者をいい（法2条1項）、性別を問わない。婚姻により民法上成年に達したものとみなされる者も、18歳未満である以上「児童」に当たる。なお、児童福祉法も、同様に18歳未満の者を「児童」としている（同法4条）。

イ 対償の供与又は供与の約束

「児童買春」とは、法2条2項1号（児童）、2号（児童に対する性交等を周旋した者）、3号（児童の保護者又は児童をその支配下に置いている者）の者に対して対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し性交等を行うことをいう。

「児童に対する性交等を周旋した者」とは、児童に対する性交等しようとする者と、性交等の相手方となろうとする児童との間に立って、児童に対する性交等が行われるように仲介することをいう。

「児童の保護者」とは、児童に対して親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいい、親権を行う者であっても、児童の養育を他人に委ねている者は保護者には当たらない。

「児童をその支配下に置いている者」とは、児童に対し使用・従属の関係に立ち、児童の意思を左右できる状況又は環境に置いている者をいい、児童福祉法34条1項9号にいう「自己の支配下に置く」と同義である。

「対償」とは、性交等を行うことに対する反対給付としての経済的利益をいう。現金、物品、有価証券のみならず、金銭の貸付け、返済の猶予、債務免除等も「対償」に含まれる。